

News Release

報道関係者各位
2020年2月19日

マニユライフ生命、 「給付金らくらく請求」サービス上で診断書による請求を開始

- オンライン申請は 24 時間 365 日、平均 3 分で給付金請求手続きが完了
- すべての給付金がオンライン・電話で請求可能に

マニユライフ生命保険株式会社(取締役代表執行役社長兼CEO:吉住公一郎、本社:東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は 2 月 19 日より、公式ウェブサイトから給付金を申請できるサービス「給付金らくらく請求」の請求書類に診断書^{*1}を追加しました。これにより、「給付金らくらく請求」では領収書や診断明細書を利用した簡易請求だけでなく、診断書による請求が可能となり、すべての給付金がオンライン・電話で請求できるようになります^{*2}。

診断書を提出することにより、これまで「給付金らくらく請求」の請求対象外としていたガンや成人病等についても給付金の請求が可能となります^{*3}。また、これにより診断書をお持ちのお客さまは傷病に関する情報の入力が省略できます。

「給付金らくらく請求」は、2018 年 12 月に開始したサービスで、オンライン(公式ウェブサイト)または電話(コールセンター)での請求手続きが可能です。従来の郵送手続きでは給付金請求から支払いまで 2 週間程度を要したプロセスが、最短で翌営業日に短縮されます。

*1: 入院・手術・通院等の事実がわかる医療機関発行の証明書を指します。

*2: 「給付金らくらく請求」のサービス利用には一定の条件を満たす必要があります。詳細は別紙をご覧ください。

*3: 請求が可能な給付金に制限はありませんが、ご提出いただいた診断書に、お支払い審査のために必要な項目の記載がない場合、追加で専用の書類の提出をお願いする場合があります。

マニユライフ生命は、複雑化する社会において、お客さまがより簡単に、より明確に判断をし、より良い人生を送るためのお手伝いを実践しています。また、お客さまのニーズにお応えし、簡潔かつ効率的なサービスの提供を目指します。

給付金らくらく請求(オンライン)のお手続きポイント

- マニユライフ生命のご契約者さまは、公式ウェブサイト (<https://www.eseikyu.jp/>) から 24 時間 365 日、いつでも入院・手術・通院給付金等の請求手続きが可能
- 必要な書類(病院発行の診断書や領収書等)の画像をアップロードするだけで、原本の郵送は不要
- 請求手続きに要する時間は平均 3 分
- 最短で翌営業日*4に給付金を受け取ることが可能

「給付金らくらく請求」
ご利用はこちら



eseikyu.jp

*4 お支払い期日をお約束するものではありません。また個別事情により、お支払い審査に期間を要する、あるいは保留になる場合もあります。

※「給付金らくらく請求」の請求対象条件、請求条件および対象ブラウザは別紙をご覧ください。

給付金らくらく請求(オンライン)上での診断書による請求手順 (イメージ)



マニユライフ生命について

マニユライフ生命は、カナダを本拠とする大手金融サービスグループ、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)のグループ企業で、2019年、設立20周年を迎えました。プランライト・アドバイザー(自社営業職員)、金融機関、代理店の3つの販売チャネルを通じて、法人ならびに個人のお客さまへ、先進的な商品と質の高いサービスを提供しています。詳細はホームページ(www.manulife.co.jp)をご覧ください。自分らしい、これからの生き方「Life 2.0」を応援するウェブサイト「Life 2.0 ガイド」(<https://life2.0guide.jp/>)や各種公式 SNS ページ: [Facebook](#)、[Twitter \(@ManulifeJapan\)](#)、[Instagram \(@manulifejapan\)](#) で情報発信しています。



【別紙】

「給付金らくらく請求」の請求対象条件

＜オンラインによる請求＞

- ・ご契約者さまご本人からの請求であること
- ・ご契約者さまを被保険者とする契約をお持ちであること
- ・ご本人名義の保険料振替口座が登録されていること(給付金は登録口座に送金されます)

＜コールセンター(電話)による請求＞

- ・ご契約者さまご本人からの請求であること
- ・ご本人名義のお振込口座の登録が可能なこと(給付金は登録口座に送金されます)

「給付金らくらく請求」の請求条件

＜診断書による請求(新規追加)＞

- ・全ての給付金請求に条件の制限なし

※ご提出いただいた診断書に、支払い審査のために必要な項目の記載がない場合、追加で専用の書類の提出をお願いする場合があります。

＜診断書以外の書類による請求＞

領収書や診療明細書があれば以下の条件で請求手続きが可能です。

【入院請求】 <ul style="list-style-type: none">・入院日数が、下記のとおりであること 責任開始日から2年経過後:入院日数が60日以下 責任開始日から2年以内:入院日数が7日以下 *責任開始日には復活日・特約の中途付加日を含む・ガン・成人病・女性疾病などに関する特約の請求がないこと・特定部位・特定疾病不担保期間の入院ではないこと・退院後の請求であること	【手術請求】 <ul style="list-style-type: none">・責任開始日から2年経過していること・放射線照射または抜歯以外の手術であること・先進医療、ガンなどに関する特約の請求がないこと・特定部位・特定疾病不担保期間の手術ではないこと・入院の請求と同時にを行う場合、請求できる入院の条件を満たしていること
【通院請求】 <ul style="list-style-type: none">・ガン通院特約の請求がないこと・先進医療、骨折などに関する特約の請求がないこと	【災害通院請求】 <ul style="list-style-type: none">・1回の事故の通院日数が10日以下であること <p>※災害通院請求とは、入院の有無に関わらず、事故後180日以内のけがによる通院を指します。</p>

*ご契約内容などにより、本サービスのお取扱いができない場合があります。

対象ブラウザ

「給付金らくらく請求」をご利用時には、以下のブラウザでのご利用を推奨します。

Safari, Google Chrome の最新バージョン

* OS やブラウザにより、一部のページにおいて正しく表示されない、もしくは正しく機能しない場合があります。